



発行 税理士法人 **中央総研**
 桑名市大福 406-1
 TEL 0594-23-2448
 FAX 0594-23-3303
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
 URL: http://mie-cri.com

今月の担当

グループ長 森 真子
 森 祥子

FRBの「利上げ」と日本の超「円安」

【はじめに】

円安の原因である日米の金利差は、更に広がる傾向を示しています。

金利とは、**政策金利**を示します。

【円安へまっしぐら】

市場では円を売って**高い利回り**が期待できるドルを買う動きが加速しています。

今年に入って、年初の1ドル=115円から、最近では1ドル=145円近くまで**円安**になっています。

	日米金利差	年初	9/22
米国FRB (パウエル議長)	物価上昇を抑えるため、 利上げ を進める。	1ドル=115.02円	1ドル=144.51円
日銀 (黒田東彦総裁)	大規模な 金融緩和 を維持する。お金ジャブジャブ作戦。		超円安

【米国と日本の政策金利】

下記の通り、日米の金利差は、歴然としています。

米国の政策金利名は、「フェデラル・ファンド (FF) 金利」を云います。3月に、実質的なゼロ金利政策を解除して以降、利上げは5回連続(①~⑤)です。

日本の政策金利名は、「日本銀行当座預金のうち超過準備預金の金利(短期)」です。2006年に「公定歩合」の言葉は改称されて、上記になっています。

現在、政策金利名としての「公定歩合」という用語は使われていません。

米国と日本の政策金利 (単位 %)		
	米国	日本
2022年1月	0.25	▼0.10
2月	0.25	▼0.10
3月	① 0.50	▼0.10
4月	0.50	▼0.10
5月	② 1.00	▼0.10
6月	③ 1.75	▼0.10
7月	④ 2.50	▼0.10
8月	2.50	▼0.10
9月	⑤ 3.00~3.25	▼0.10

※ 1回目の利上げを①、5回目の利上げを⑤とする。

【米国はなぜ?利上げをするのか】

実質 GDP 成長率 (米国商務省)を見ると、2期連続のマイナス成長となりました。

年	四半期	実質 GDP 成長率(%)
2021年	10-12月期	+6.9
2022年	1-3月期	▼1.6
	4-6月期	▼0.9

消費者物価指数 (CPI、米国労働省)

年	各月	前年同月比(%)
2022年	3月	+8.5 (注)
	4月	+8.3
	5月	+8.6
	6月	+9.1
	7月	+8.5
	8月	+8.3
高いインフレ率	(注) 3月の+8.5%は、1981年12月以来の伸びです。	

米国雇用統計 (米国労働省)

非農業部門雇用者数の変化		
発表年月	雇用者数(万人)	
2022年	7月	+37.2
	8月	+52.8
	9月	+30.1

米国失業率 (米国労働省)

失業率		
発表年月	失業率 (%)	
2022年	7月	3.6
	8月	3.5
	9月	3.5

上記のGDP成長率からみると、2期連続マイナス成長です。経済減速の兆しが表れているのは確かです。しかし、消費者物価指数は高い伸びを記録しています。すなはち、経済が減速しても、高いインフレ率は鈍化が見られません。

物価上昇率が高止まりする中、経済が減速するスタグフレーションの懸念がますます高まっています。

FRBは、あくまで高インフレ抑制を優先する姿勢をこれまで示してきました。

すなはち、政策金利を5回も上げているのです。利上げによりインフレ抑制を目指しています。

結果、日米の金利差が大きく生じて、超円安を迎えています。

《代表社員 笹谷 俊道》

朝晩はすっかり涼しくなってきました。秋と言えば「〇〇の秋」などがありますが、

秋と深い関わりのある食べ物はどれかご存知ですか? ①から揚げ ②搔き揚げ ③竜田揚げ

年末調整に向けて

国税庁から、年末調整に関するトピックスが更新されました。年末調整に関する内容は下記となります。

- 1.令和4年の年末調整は、令和3年分と同じ手順となります。
- 2.例年、源泉徴収義務者の方向けに送付されていた『年末調整のしかた』、『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き』、『源泉徴収税額表』のパンフレット等に変えてリーフレットが送付されます。
- 3.源泉徴収簿を用いた年末調整計算は、Excelで年末調整計算シートが公表されています。
- 4.税務署主催の年末調整説明会は、実施されていません。

令和4年の年末調整は、令和3年と同じ手順で進めることとなります。

今年は、パンフレット等に変えてリーフレットが届くため、税務署から届く封筒は例年の大きく分厚いものから、スリムになる事が考えられます。

年末調整のしかた等のパンフレットは、国税庁のホームページで公表されています。PDFデータと合わせて、動画も公表されています。

国税庁のホームページでは、年末調整に関する書類をダウンロードする事ができます。様式と一緒に、記載例も公表されています。

また、年末調整のチェック表の印刷も可能となっています。こちらでは、年末調整に関する誤りやすい点を確認することができます。

年末調整資料と合わせて送付されていた源泉徴収税額表について、令和5年の税額表は令和4年の税額表と同じになります。

年末調整に関する不明点については、FAQで確認することもできますが、チャットボットでの確認もできます。チャットボットは24時間利用可能で、年末調整に関する相談は、令和4年10月6日（木）から利用できる予定です。

これから始まる年末調整で、国税庁のホームページを活用されてはいかがでしょうか？

チャットボットは、年末調整だけではなくインボイス制度に関する相談も可能です。（令和4年5月12日（木）から利用開始）

<森(真)>

ふるさと納税指定取消にご注意を

総務省が公表した調査結果によれば、令和3年度のふるさと納税の受入総額が、平成20年度のふるさと納税導入後最も多い8,302億円となりました。

<ふるさと納税の概要>

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除する制度です。

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5ヶ所以内の場合には、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを「ワンストップ特例制度」といいます。

<指定が取り消された団体>

団体が指定を受けるには、一定の期間内に申出書を提出します。指定期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間となっているため、指定を受けたい希望がある限り、申出書は毎年提出します。ただし、仮にその申出書を基に指定を受けたとしても、指定期間内に取消を受ける場合があります。

令和4年9月30日までの指定期間内に、指定を取り消された団体は、8月20日現在、以下の2団体です。

団体名	指定取消期間
都農町 (宮崎県)	令和4年1月18日 ～令和6年1月17日(2年間)
洲本市 (兵庫県)	令和4年5月1日 ～令和6年4月30日(2年間)

指定取消期間開始日の前日までの寄附については、ふるさと納税の適用を受けることができます。該当する方で確定申告をする場合は受領書などの書類を破棄しない、あるいは「ワンストップ特例制度」を適用される場合には、所定の手続きを忘れないようご注意ください。

また10月1日以降に寄付する場合は新たな指定期間となるため、必ず指定団体の確認をしてください。

なお、約2年前に指定が取り消された高知県奈半利町は、令和4年7月22日に指定取消期間の満了を迎えました。10月1日以降の寄附について指定を受けるかもしれませんね。

<森(祥)>

答え「竜田揚げ」・・・「竜田」とは奈良県の竜田川のことで、紅葉の名所とされている場所。油の中で材料が赤く色変わりする様子が、竜田川の水の中の紅葉を連想されるため、「竜田揚げ」という名前になったそうです。